



令和7年12月10日  
中部運輸局自動車交通部  
自動車監査官

## 日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年12月10日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づき、中部運輸局管内各運輸支局において自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社  
住 所：東京都千代田区大手町2-3-1  
代表者：小池 信也

#### 2. 処分内容

##### 自動車の使用の停止処分（12営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
愛知	昭和	2両×30日	岐阜	坂内	1両×60日
愛知	豊田北	2両×30日	三重	鵜殿	2両×46日
愛知	尾西	2両×30日	三重	安濃	1両×39日
岐阜	上石津	1両×60日	静岡	駿河小山	2両×51日 1両×53日
岐阜	栎尾	1両×60日	静岡	浅羽	2両×57日
岐阜	御嵩	1両×60日	静岡	水窪	1両×60日

#### 3. 処分日

令和7年12月10日（水）

##### 【問い合わせ先】

中部運輸局自動車交通部自動車監査官 田中、中野

TEL：052-952-8038